

1 者応札・1 者応募に係る改善方策について

平成 21 年 8 月 21 日
独立行政法人農業者年金基金

当基金では、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて、一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。

しかしながら、一般競争入札や企画競争に移行したものの、1 者応札・1 者応募となっている事例が散見され、入札等に付したものの競争性が十分に確保されていない状況となっていることが考えられる。

当基金としても、こうした事態を回避し、実質的な競争性の確保をより一層図るため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1. 改善方策

(1) 公告期間の十分な確保

現在、入札の公告期間については、会計規程実施細則第 29 条において「入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。」と規定しているところである。

しかしながら、契約の透明性・公正性をさらに高める観点から、一般競争入札をはじめ企画競争及び総合評価方式による入札・応募にあたっては、やむを得ない場合を除き、その公告期間を運用上 30 日としており、引き続き、公告期間の十分な確保を行う。

(2) 業務等準備期間の十分な確保

契約については、業務等の内容に応じ、契約（落札決定）後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定する。特に、1 者応札・1 者応募となっている契約については、留意する。

また、年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定することにより、それぞれ新規参入を促す。

(3) 入札参加事業者の掘り起こし等

入札参加事業者をできる限り増やすため、過去に取引実績のある事業者や同様の調達について国及び他の独立行政法人に参入している事業者、企業団体等への入札情報の提供を行うなど広く周知する。

(4) 応募要件・仕様書の内容等の見直し

入札参加資格等の応募要件や調達する物品・役務に係る要件等仕様書の作成については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、引き続き、応募要件等について、競争を事実上制限することのないようにする。

また、契約日から納期までの業務期間を可能な範囲で延長することとし、履行期間の確保を行う。

2. 事後点検

入札関係資料を受領したものの入札等に参加しなかった業者等から、その理由について聴き取り等を行い、その結果を踏まえ、以後の入札等に反映させる。